

2023年6月19日

全国市長会

会長 立谷 秀清 様

全日本自治団体労働組合  
中央執行委員長 川本淳

## 男女平等社会実現を求める要請書

日頃から住民生活の向上にむけ、精力的に取り組まれている貴職に敬意を表します。

さて、男女共同参画社会基本法に基づく「第5次男女共同参画基本計画」により、男女共同参画社会の形成にむけた取り組みが推進されています。連合は6月を「男女平等月間」としており、自治労も職場・地域における男女平等参画をめざして様々な取り組みを進めています。

新型コロナウイルス感染症は、家事育児などケア労働の負担、解雇や収入の減少、ドメスティック・バイオレンス（DV）など、とくに女性の働き方、くらし方に深刻な影響を及ぼし、それら課題が顕在化しました。また、2022年7月に発表された「ジェンダーギャップ指数」では、日本は146カ国中116位となっており、先進国の中では最低水準に留まっており、さらなる男女平等参画の実現が求められています。

つきましては、男女平等参画社会の実現にむけて下記の通り要請します。積極的な対応がはかられるよう特段の尽力をお願いいたします。

### 記

#### 1. 「第5次男女共同参画基本計画」の推進

「第5次男女共同参画基本計画」を踏まえて、現在の基本計画及び数値目標や工程表を見直し、達成状況について定期的なフォローアップを行うこと。

#### 2. 男女平等参画に関する条例・計画について

(1) 男女平等参画に関する条例および計画をすべての市で策定すること。

(2) 男女共同参画社会基本法の基本理念に基づき、各市における男女平等に関する施策の進捗状況について把握し、男女平等参画に関する条例・計画の実効性を検証するとともに、その結果に関する情報提供など必要な支援を行うこと。

#### 3. コロナ禍における女性への支援

新型コロナウイルス感染症によって明らかとなった女性の雇用や就労に与える影響とその課題について、引き続き調査を進めるとともに、困難を抱える女性への具体的な支援措置を講じること。

#### 4. 働きがいのある職場環境の整備

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「市町村推進計画」の策定を促すこと。すでに策定されている自治体では、「推進計画」を確実に実行するよう促すこと。
- (2) 非正規労働者の均等待遇・処遇改善にむけた施策を推進すること。

#### 5. ワーク・ライフ・バランス社会の実現

- (1) 改正地方公務員育児休業法を受けて、男性職員の育児休暇・休業、介護休暇取得の促進にむけた環境を整備すること。また、先進事例の集約、情報提供などを行うよう促すこと。
- (2) 仕事と治療の両立に向け、不妊治療休暇を取得しやすい環境のさらなる整備と制度の拡充、意識の醸成をはかること。

#### 6. ハラスメントの防止にむけて

- (1) セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメントなどあらゆるハラスメントの根絶にむけて、職場・地域における対策の充実をはかること。
- (2) L G B T Q +についての理解を深めるための啓発を行うことに加え、性的指向や性自認に関する差別・ハラスメントの防止策を講ずること。また、同性カップルが不利益を被ることがないようパートナーシップ条例の制定を促進すること。

#### 7. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- D V被害など一定の支援が必要な女性に対する相談窓口、一時避難、就労支援などの措置を拡充すること。また、それらの課題に対応できる人材の育成・研修を充実させること。

#### 8. 地域における女性の権利向上

- (1) 学校や職場、地域社会におけるリプロダクティブ・ヘルス・ライツ（性と生殖の健康・権利）に関する知識の普及に努めること。
- (2) 「男女平等参画センター」など地域の男女平等推進機能を担う機関について、職員の配置をはじめ、一層の機能充実をはかること。

#### 9. 政治分野における男女平等の実現にむけて

- (1) 政治分野における男女共同参画推進法の趣旨を踏まえて、啓発活動や環境整備など必要な施策を講じること。
- (2) 各市が設置する公的審議会、各種行政委員会等への女性の登用を目標設定に基いて進め、当面の最低目標値を30%とし、達成後は50%をめざすこと。

## 10. 選択的夫婦別姓制度の導入

実現を求める世論に応えて選択的夫婦別姓制度の導入にむけ、国に働きかけること。

以上